

お申込みに際しましては、必ずこの「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」のほか、「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。くわしくは、外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

- 「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。
- 当書面に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。

保険契約申込時に取得する個人情報の利用目的	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社は、お客さまの個人情報を、下記の目的のために、業務の遂行上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。 ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務
この書面の表記について	この「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。
生命保険募集人について	生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
募集代理店からのお知らせ	●この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。 ●この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。
お問い合わせについて	ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター 商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。 ☎ 0120-037-560 ☎ 0120-001-262 受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
www.nw-life.co.jp

NW-02-23011-00 (23.10)
G27032-2401 Ⅷ



賢者のギフト

積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）

契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット （契約概要／注意喚起情報）



- この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
 - 市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。
- 詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご確認ください。



ニッセイ・ウェルス生命

2024年1月版

ニッセイ・ウェルス生命について



ニッセイ・ウェルス生命は、日本生命グループの一員として、

金融機関窓販領域を中心に資産形成・資産承継に資する商品・サービスを

ご提供しております。

■ 高品質の金融サービスを提供

当社では、主にシニアマーケットにフォーカスした商品開発に取り組み、金融機関等募集代理店を通じて保険商品を提供するとともに、お客さまが年金や保険金等をお受け取りになるまで、丁寧なアフターフォローを行っています。

これからもお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスの提供に努め、お客さまから選ばれ続ける生命保険会社を目指してまいります。

■ 沿革

- 1907年 「横浜生命保険株式会社」として営業開始
- 1935年 社名を「板谷生命保険株式会社」と改称
- 1947年 新会社「平和生命保険株式会社」発足
- 2000年 社名を「エトナハイワ生命保険株式会社」と改称
- 2001年 社名を「マスミュージアル生命保険株式会社」と改称
- 2018年 日本生命保険相互会社との経営統合による新体制発足
- 2019年 社名を「ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社」と改称
- 2021年 日本生命保険相互会社の完全子会社化

■ ご検討にあたってご確認いただきたい事項

様々なリスクに備えるための保険には大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

公的保険制度についてはこちら



「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

CONTENTS

■ 商品パンフレット	1
■ 契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）	17
■ お客さまへの送付書類のご案内	35
■ WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内	

「ご契約のしおり・約款」はニッセイ・ウェルス生命ホームページに掲載しています（WEB版）。冊子でのお受け取りを希望される場合は、ニッセイ・ウェルス生命カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

生前贈与を活用した相続対策

生前贈与とは

財産を無償で移転することを「贈与」といいますが、贈与者(贈与をする人)が
 生きているうちに行うものを「生前贈与」と呼んでいます。

生前贈与を活用すると…

自分の考えどおりの
 財産の分配が可能



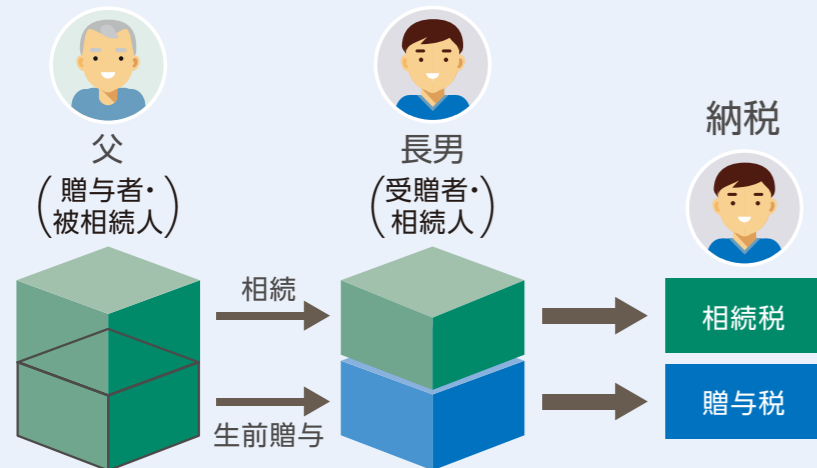
自分が生きているうちに希望する相手に
 財産を分配することができます。

早いタイミングで
 若い世代への財産移転が可能



早いタイミングで財産を移転し、
 若い世代による財産の活用や
 形成に役立てられます。

相続財産を減らすことが可能



生前贈与された財産には
 贈与税が課税

相続財産には相続税が課税

贈与税と相続税の税負担の差異を
 うまく活用した贈与額を設定する
 ことで、全体的な税負担の軽減を
 図ることが可能です。



税務のお取扱いは2024年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別
 の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

この保険の費用とリスクについて

- この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用の合計額です。
 - 為替相場や市場金利の変動等によって損失が生じるおそれがあります。
- 費用とリスクの詳細につきましては、注意喚起情報を必ずご覧ください。

この保険に、できること。

生存時のスムーズな生前贈与にも、
 万一の場合の資産継承にもご活用いただけます。

生前贈与

生存給付金

ご自身が生存給付金支払期間中に生存されている場合、
 毎年支払われる「生存給付金」をもとに、生前贈与することができます。



- 大切なご家族に、生前からご自身の想いを伝えることができます。
- 生前贈与に必要な書類の作成や、振込手続を簡略化できます。
- 生前贈与の額を年間110万円以下に抑えることで、非課税枠を活用することができます。

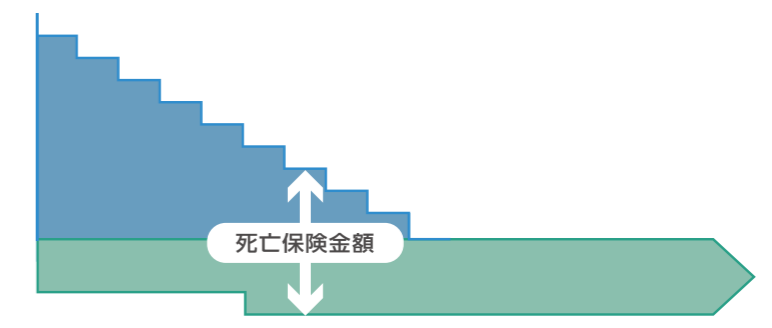
贈与(生存給付金)には
 非課税枠があります

基礎控除額(贈与財産の価額から控除する金額)
 毎年110万円

資産継承

死亡保険金

ご自身に万一のことがあった時に、
 「死亡保険金」として資産を
 相続することができます。



- お金に名前をつけてのこせます。
- 被保険者が亡くなったときに、凍結されない資産を確保することができます。
- 死亡保険金の非課税枠を活用することができます。

死亡保険金にも非課税枠が
 あります。

非課税限度額 = 500万円 × 法定相続人の数

大切な資産の“これから”を、細やかに設定できます。

POINT 1 **生存給付金**
 ご指定のご家族へお渡しできます。
 ● 生存給付金の受取人を「ご家族*」とすることによって、わずらわしい書類作成等の手続きなしで生前贈与が可能です。
 * 契約者の3親等以内のご親族から1名ご指定いただけます。
 ※ 契約者ご本人を生存給付金受取人とすることも可能です。

POINT 2 **生存給付金**
 給付の時期、期間、金額を設定できます。
 ● 生存給付金の支払期間を5・10・15・20・30年からお選びいただけます。
 ● 指定通貨が外貨の場合でも、生存給付金円支払特約を付加することで生存給付金を円でお受取りいただけます。
 ● 生存給付金支払日を、契約日の0～11ヵ月後の範囲内でご指定いただけます。

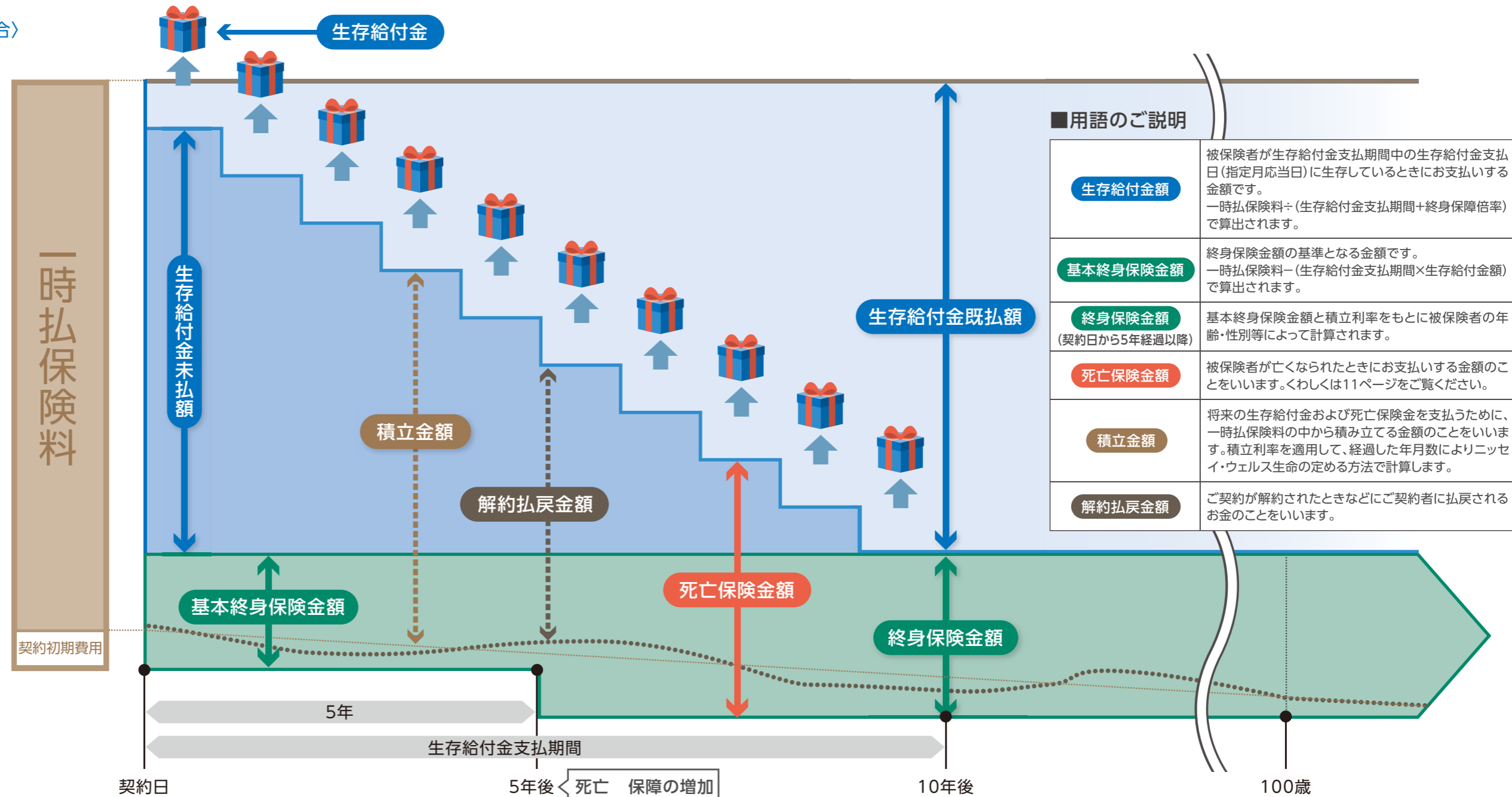
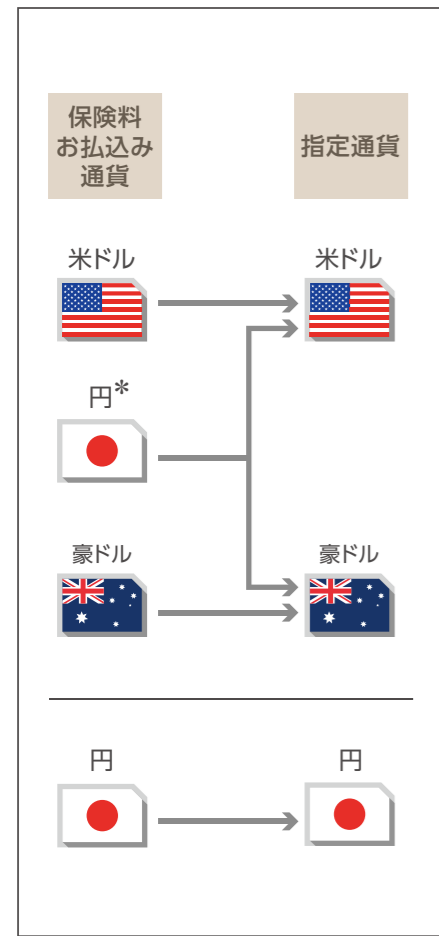
POINT 3 **死亡保険金**
 被保険者が万一の場合に、ご家族へのこすことができます。
 ● 一生涯の死亡保障を確保できます。
 ● 指定通貨建の生存給付金既払額と死亡保険金額の合計は、ご契約の当初から一時払保険料以上となります。
 ● 死亡保障は、契約日から5年経過後に増加します。

※ 指定通貨や終身保障倍率によっては、選択できない生存給付金支払期間があります。くわしくは **契約概要** **6** **ご契約のお取扱いについて** をご覧ください。

【イメージ図】

〈生存給付金支払期間：10年の場合〉

■ 保険料お払込み通貨について



ご契約例 ～生前贈与～

未来にのこすものが大きければ大きいほど、悩みも大きくなりがちです。

生存給付金は、年1回、ご指定の金額をご家族にお渡しすることで、未来への悩みを小さくすることができます。また、金額の割り振りを設定することで、ご自身の生活や万一の備えとすることも可能です。

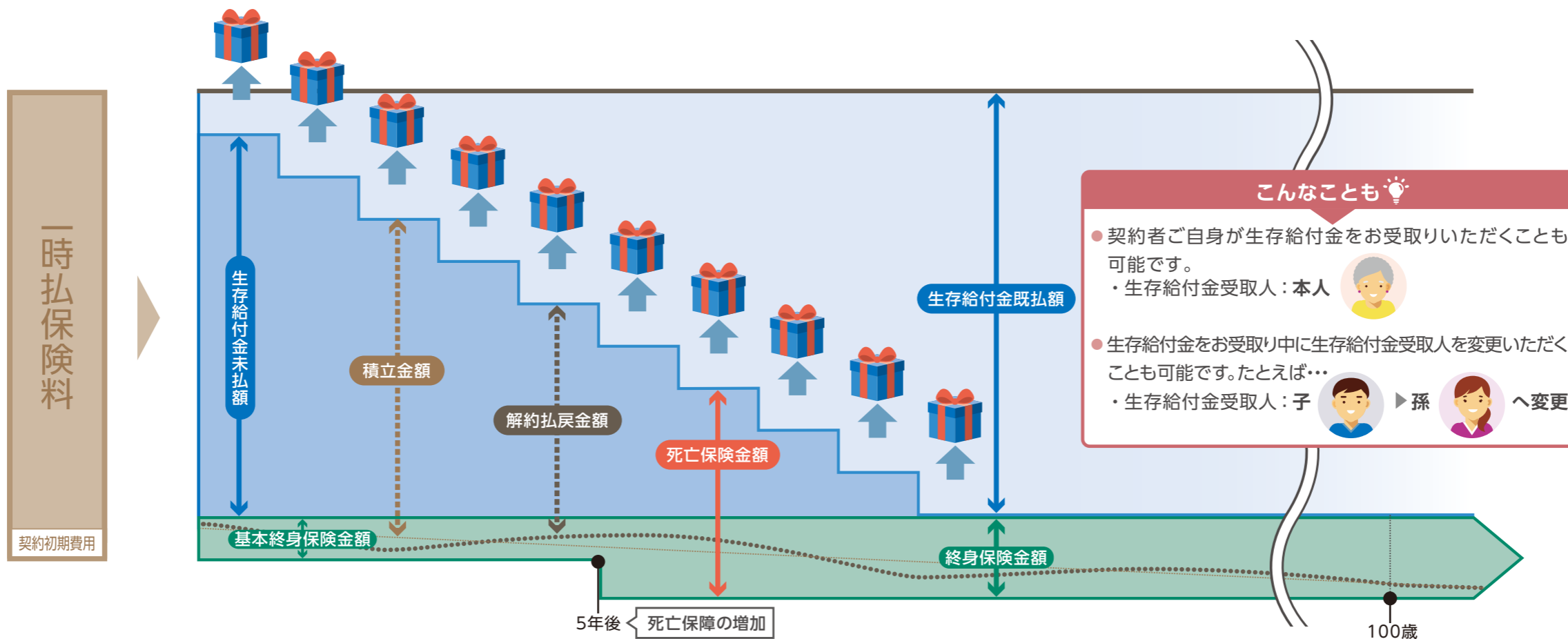
前提条件

■ 生存給付金受取人	子(契約者以外)	■ 指定通貨	米ドル	■ 契約日から最初の生存給付金支払日(指定月応当日)までの月数	0ヵ月
■ 被保険者 性別	女性	■ 一時払保険料	110,000米ドル		
■ 被保険者 契約年齢	60歳	■ 生存給付金支払期間	10年		
■ 積立利率	3.00%	■ 終身保障倍率	1倍		

契約形態



【イメージ図】



■ 生存給付金額の計算方法

$$\text{生存給付金額} = \frac{\text{一時払保険料}}{\left(\frac{\text{生存給付金支払期間の年数}}{\text{終身保障倍率}} + 1 \right)}$$

■ 計算例 (米ドル建、米ドル入金の場合)

一時払保険料	110,000米ドル	お客様が指定
生存給付金支払期間	10年	
終身保障倍率	1倍	

計算

生存給付金額	10,000米ドル
基本終身保険金額	10,000米ドル



ご注意

上記の死亡保険金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したものです。個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。

受取円貨額指定制度

毎年お受取りいただく生存給付金について、あらかじめ、円での受取額の上限(指定金額)を指定することができます。指定金額を超える場合は、超えた額を契約者ご本人にお受取りいただきます。

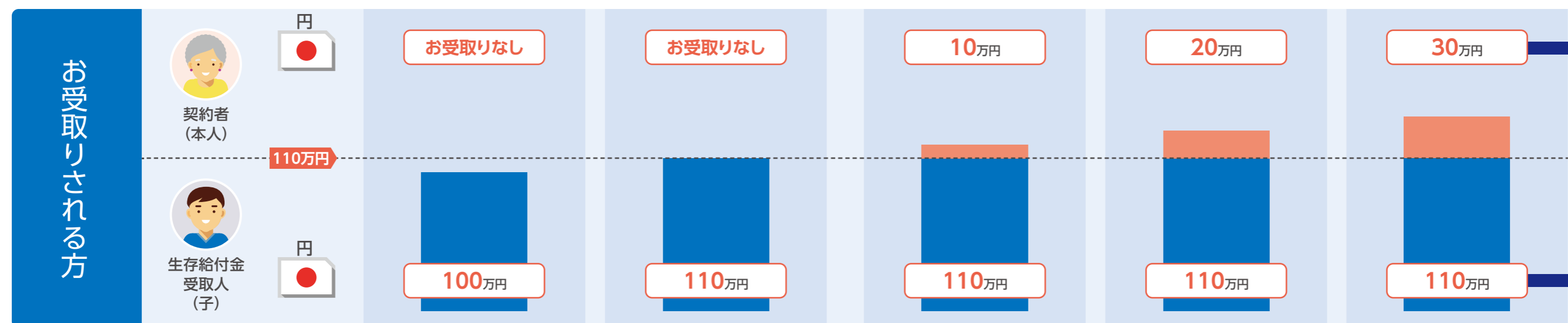
※指定通貨が米ドルまたは豪ドルで、生存給付金円支払特約を付加した時のみ指定できます。

【契約例】 生存給付金:10,000米ドル



■生存給付金受取人の受取上限額(指定金額)を110万円に設定した場合

【イメージ図】



生存給付金は雑所得の対象となります。

贈与税の基礎控除(110万円)があります。



ご注意

- 為替相場の変動により、円での生存給付金受取額は変動します。
- 税務のお取扱いは2024年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

この保険を活用した生前贈与

Q. 生前贈与を行うには何が必要ですか？

A. 一般的に生前贈与を行う場合には、以下の対応が必要です。



「贈与契約書」を作成

贈与の都度、「贈与契約書」を作成
(贈与取引の記録を残すため)



振込手続き

贈与する方の口座から贈与を受ける
方の口座への振込手続き

上記のような手続きが簡略化できます。



「贈与契約書」の作成不要

ニッセイ・ウェルス生命が発行するお支払通知を、契約者から贈与を受ける方(生存給付金受取人)への生存給付金お受取りの記録としてご利用いただけますので、贈与契約書の作成は不要です。



ニッセイ・ウェルス生命が
お振込み

贈与を受ける方(生存給付金受取人)の口座へ、ニッセイ・ウェルス生命がお振込みを行いますので、お振込手続きが不要です。

この商品による贈与は、「生存給付金のお受取りが確定していないこと」「生存給付金受取人の変更が可能であること」等の理由により、定期贈与*には該当しません。

*定期贈与とは、まとまった金額を一定期間にわたり、分割して贈与するという約束のもとに行われる贈与です。各年の贈与財産の合計額が110万円以下の場合、贈与税はかかりませんが、たとえば、1,000万円を10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与する約束をした場合、定期贈与とみなされて1,000万円に対して贈与税がかかる場合があります。

※生存給付金は、被保険者が生存給付金支払期間中の指定月応当日に生存している場合に支払われます。

贈与税の制度には「暦年課税」と「相続時精算課税」があります。

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	制限なし	贈与の年の1月1日において60歳以上の親または祖父母
受贈者	制限なし	贈与の年の1月1日において18歳以上の子または孫
基礎控除	毎年110万円	
贈与税の申告	毎年110万円を超えたら申告	適用する場合、届出書の提出が必要。毎年110万円を超えたら申告。
特別控除	—	複数年にわたり110万円控除後の累計で2,500万円

※暦年課税の場合、2024年1月1日以降に受取る贈与財産については、相続開始前7年以内に受取ったものまで、相続税の課税対象となります。なお、相続開始前3年より前に受取る贈与財産については、その合計額から100万円を控除できます。



ご注意

- 贈与税の制度として「相続時精算課税」を選択した場合、「暦年課税」へは変更できません。
- 税務のお取扱いは2024年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

生存給付金のお受取りに関する事務取扱い

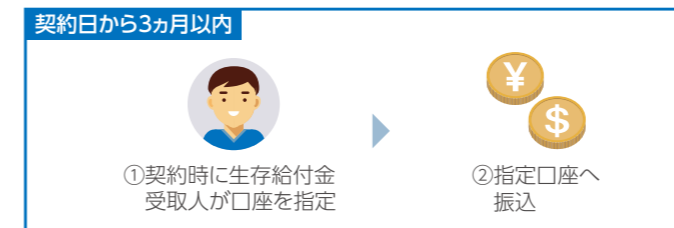
! 生存給付金受取人の方へ必ずご説明ください。

1回目のお受取り手続きについて

ご契約お申込みの際に、生存給付金支払日(指定月応当日)を、契約日の0~11ヵ月後の範囲内でご指定いただけます。

生存給付金支払日が、 契約日から3ヵ月以内の場合

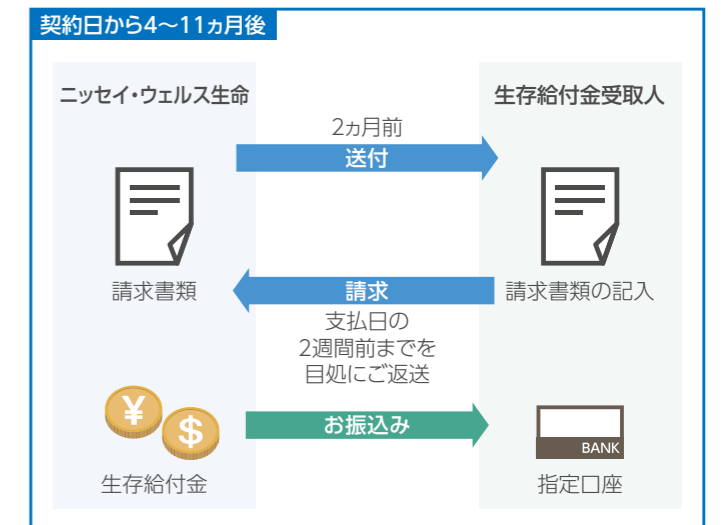
ご契約お申込みの際に、生存給付金受取人に給付金振込口座をご指定いただけます。



※生存給付金受取人が遠方にお住まいなど、お申込みの際に給付金振込口座のご指定ができない場合は、ご契約成立後に別途ニッセイ・ウェルス生命より請求書類を郵送いたします。

生存給付金支払日が、 契約日から4~11ヵ月後の場合

生存給付金支払日の約2ヵ月前に、生存給付金受取人宛にニッセイ・ウェルス生命より請求書類を郵送いたします。



生存給付金のお振込みについて

生存給付金は、不備のない請求書類をニッセイ・ウェルス生命が受付後、生存給付金支払日に被保険者が生存されている場合、ご指定の口座にお振込みいたします。

2回目以降のお受取り手続きについて

1回目のお受取りから契約内容の変更がない場合は、請求手続きが不要です。生存給付金を1回目と同様にお振込みいたします。

※毎回の生存給付金支払日の前に、契約者および生存給付金受取人宛にお支払いのご案内を送付します。



ご注意

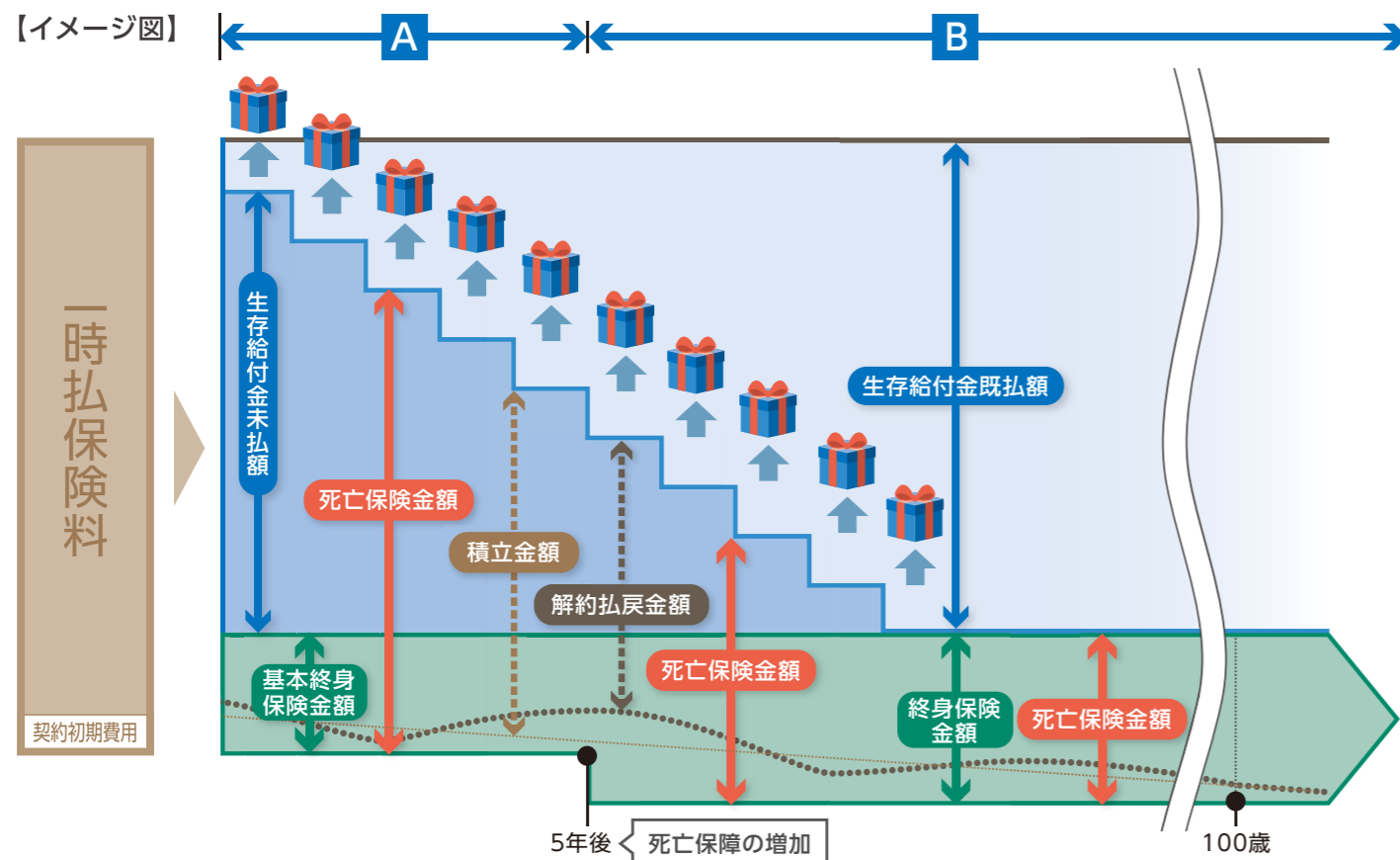
外貨受取の場合や、外貨建契約で円受取をご希望の場合など、お支払いまでに日数を要する場合があります。

死亡保障について

契約日から5年経過後、死亡保障が増加します。

保険期間中に被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお受取りいただけます。死亡保険金額は以下の通りです。

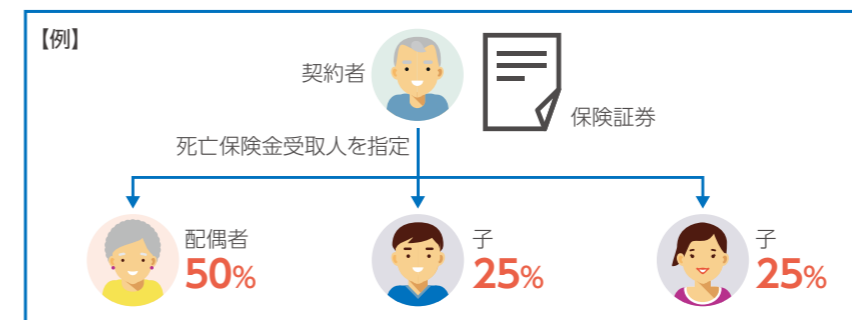
経過年数	死亡保険金額
A 契約日から5年間	被保険者が亡くなられた日における次のいずれか大きい額 ① 基本終身保険金額 + 生存給付金未払額 ② 解約払戻金額
B 契約日から5年経過以降	被保険者が亡くなられた日における次のいずれか大きい額 ① 終身保険金額 + 生存給付金未払額 ② 解約払戻金額



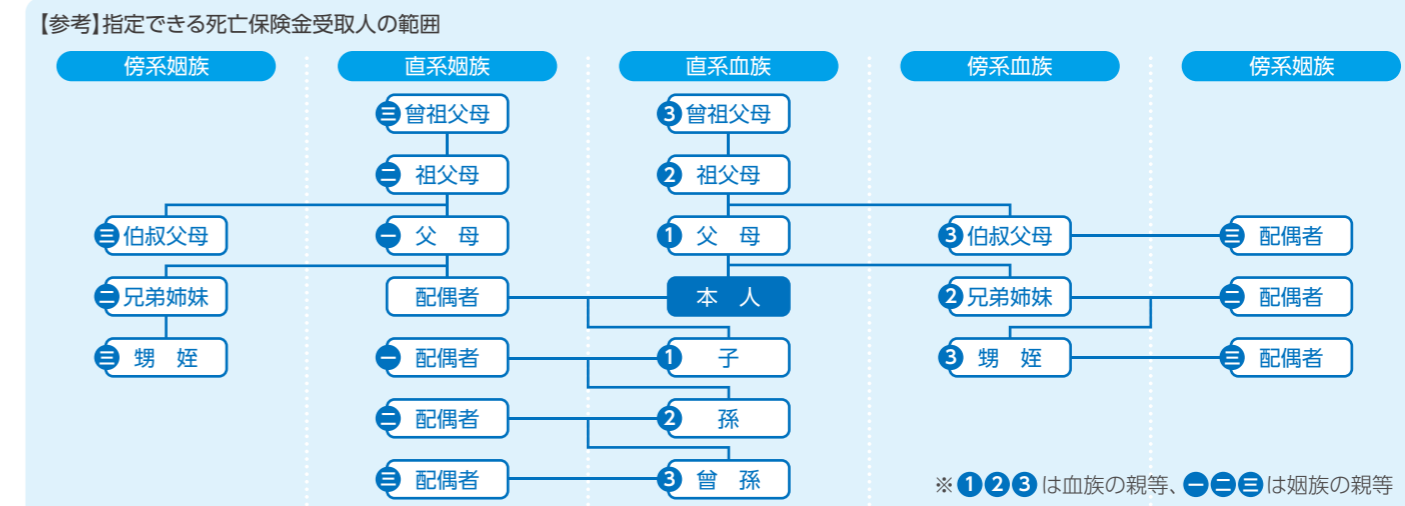
大切なご家族にのこすときのポイント

お金に名前をつけてのこせます。

あらかじめ死亡保険金受取人や受取割合を指定することができます。「のこしたい人」へのスムーズな資産継承を生前からご準備いただけます。



● 死亡保険金受取人は契約者 (=被保険者) の3親等以内の親族をご指定いただけます。

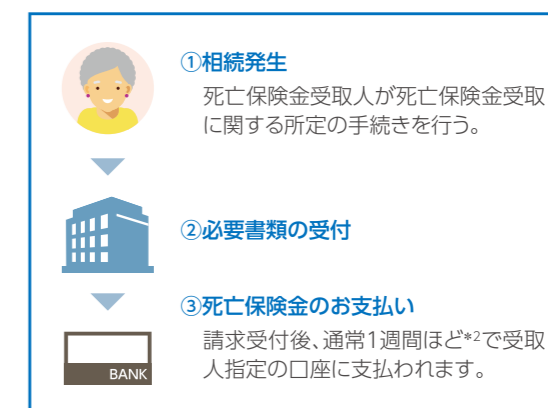


※死亡保険金請求権は、受取人固有の財産とされています(ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、持ち戻しの対象になるとされています)。

すみやかに死亡保険金をお受取りいただけます。

死亡保険金は、指定された死亡保険金受取人*1がニッセイ・ウェルス生命に請求することにより、現金で迅速に支払われますので、すぐに使える資金として活用いただけます。銀行預金等の相続財産は「遺産分割協議」の対象となりますが、生命保険の死亡保険金は原則として遺産分割協議の対象外です。

- *1 死亡保険金受取人が複数人指定されている場合は、受取人全員の完備された請求書類が揃ってからのお支払いとなります。
- *2 死亡保険金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、日数を要することがあります。



税務お取扱い

生存給付金

契約者と生存給付金受取人が同一の場合

毎年お受取りになる生存給付金は、雑所得として課税対象となります。
以下の方法で計算された雑所得金額が他の所得と合算して総合課税となります。

$$\text{雑所得金額} = \text{その年ごとに受取る生存給付金額} - \text{必要経費}$$

生存給付金受取時の課税の計算例

前提条件

■ 一時払保険料	110,000米ドル	■ 第1回生存給付金の支払事由発生日におけるTTM	90円
■ 円換算後の一時払保険料	1,100万円 (換算為替レート:100円)	■ 第2回生存給付金の支払事由発生日におけるTTM	110円
■ 生存給付金額	10,000米ドル		
■ 生存給付金支払回数	10回		
■ 終身保険金額	13,000米ドル		

円換算生存給付金額	第1回	10,000米ドル × 90円 = 900,000円
円換算生存給付金額	第2回	10,000米ドル × 110円 = 1,100,000円

まずは、必要経費割合を計算します

$$\text{必要経費割合} = \frac{\text{一時払保険料}}{\text{生存給付金支払総額} + \text{終身保険金額}} = \frac{110,000\text{米ドル}}{10,000\text{米ドル} \times 10 + 13,000\text{米ドル}} = \frac{110,000\text{米ドル}}{113,000\text{米ドル}} = 0.973\dots$$

小数第3位以下を切り上げ

必要経費 第1回 円換算生存給付金額 × 必要経費割合 = 900,000円 × 0.98 = 882,000円

必要経費 第2回 円換算生存給付金額 × 必要経費割合 = 1,100,000円 × 0.98 = 1,078,000円

【雑所得の計算】

雑所得金額	第1回	=	円換算生存給付金額	-	必要経費	=	900,000円	-	882,000円	=	18,000円
雑所得金額	第2回	=	1,100,000円	-	1,078,000円	=	22,000円				

※この計算例は、実際にお客さまに適用される課税関係を説明するものではなく、実際のご契約条件や税制およびその解釈並びにそれらの将来の変更等の事情により、異なることがあります。

参考

年金所得者の申告不要制度

年金所得者の確定申告手続きの負担を減らすため、公的年金等に係る「確定申告不要制度」が設けられています。下記の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要です。

- ① 公的年金等の収入金額の合計金額が 400万円以下
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20万円以下

※①の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であっても、それ以外の所得が20万円を超える場合は確定申告が必要です。
※②の所得金額とは①以外の総収入金額(給与所得・生命保険や共済などの契約に基づく年金・生命保険の満期返戻金など)から必要経費などを差し引いた金額です。
※公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に適用となります。
※住民税については、申告が必要となる場合があります。

契約者と生存給付金受取人が別人の場合

贈与税の課税対象となります。贈与税には、年間110万円までの基礎控除があります。

※契約者と生存給付金受取人が同一人の場合、所得税(雑所得)+住民税の課税対象となります。
※贈与税は1月1日から12月31日までの1年間に、贈与を受けた財産に課税されます。

基礎控除額(贈与財産の価額から控除する金額)

毎年 **110万円**

死亡保険金

生命保険には相続税の非課税枠があります。

生命保険金の非課税枠 = 500万円 × 法定相続人数*

* 契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金と合算の上、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)〈相続税法第12条〉」が適用されます。



- ・他に贈与を行っている資金がある場合、贈与税の対象は合算されます。
- ・税務のお取扱いは2024年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- ・所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されますのでご注意ください。

「保険契約者代理特約」「指定代理請求特約」について

ご契約時に付加できます。契約後はお客さまからのお申し出により中途付加・変更が可能です。特約を付加するにあたり、費用はかかりません。

特約名称	特約概要	契約に関する手続きの代理	保険金等の請求の代理	契約内容照会
保険契約者代理特約	契約者が、契約に関するお手続きの意思表示が困難であると判断される場合などには、 契約者にかわり、保険契約者代理人 が所定の手続きを行うことができます。	○	○ 契約者と受取人が同一人の場合	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">+ ご家族登録制度</div> 契約者は保険契約者代理人と契約内容を共有することができます。			○
指定代理請求特約	被保険者が受取人となる給付金について、被保険者が給付金の請求を行う意思表示が困難であると判断される場合などには、 被保険者にかわり、指定代理請求人 が給付金の代理請求を行うことができます。		○	

※意思能力の確認には、診断書等が必要となります。

保険契約者代理特約

たとえばこんなときに役立ちます！



契約者のためにまとまったお金が必要だけど認知症で解約の手続きができない…
どんな内容の保険に入っていたんだっけ…



保険契約者代理特約を活用すると…

あらかじめ指定された保険契約者代理人が
 保険契約者代理人の口座で受け取ることも可能です*。
 *財産の帰属先はあくまでも契約者本人であることから、
 契約者に所得税・住民税が課税されます。なお、保険契約者代理人の口座で受け取る金額には制限があります。

保険契約者代理特約には「ご家族登録制度」が
 「ご家族登録制度利用規程」が
 付帯されます。 [はこちら](#)



■ 保険契約者代理人ができるお手続き例

○ 対象となるお手続き	✗ 対象外となるお手続き
<input type="checkbox"/> 保険証券再発行 <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 減額・解約 <input type="checkbox"/> 死亡保険金の請求 (死亡保険金受取人が契約者と同一人の場合) 等	<input type="checkbox"/> 契約者・保険契約者代理人・死亡保険金受取人の変更 <input type="checkbox"/> 指定代理請求人の指定・変更 <input type="checkbox"/> 指定代理請求人が代理することができる手続き 等

※お手続きの内容によっては保険金等の受取人の同意等が必要となる場合があります(例：解約等の出金を伴うお手続き)。



ご注意

- 代理手続きを行うにはニッセイ・ウェルス生命の承諾を得る必要があります。その他各種お取扱いには制限があります。
- 特約についてくわしくは [ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。
- 税務のお取扱いは2024年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

指定代理請求特約

たとえばこんなときに役立ちます！



被保険者が入院中で意識がないため給付金を請求できない…



指定代理請求特約を活用すると…

あらかじめ指定された指定代理請求人が
 請求可能です。
 指定代理請求人の口座で受け取ることも可能です*。
 *財産の帰属先は指定代理請求人ではなく、
 給付金の受取人となります。

▼ 保険契約者代理人と指定代理請求人は、以下の範囲内から**1名指定**いただけます。

死亡保険金受取人と同一人とするをおすすめします。

保険契約者代理人 契約者と次の関係にある人 指定代理請求人 被保険者と次の関係にある人

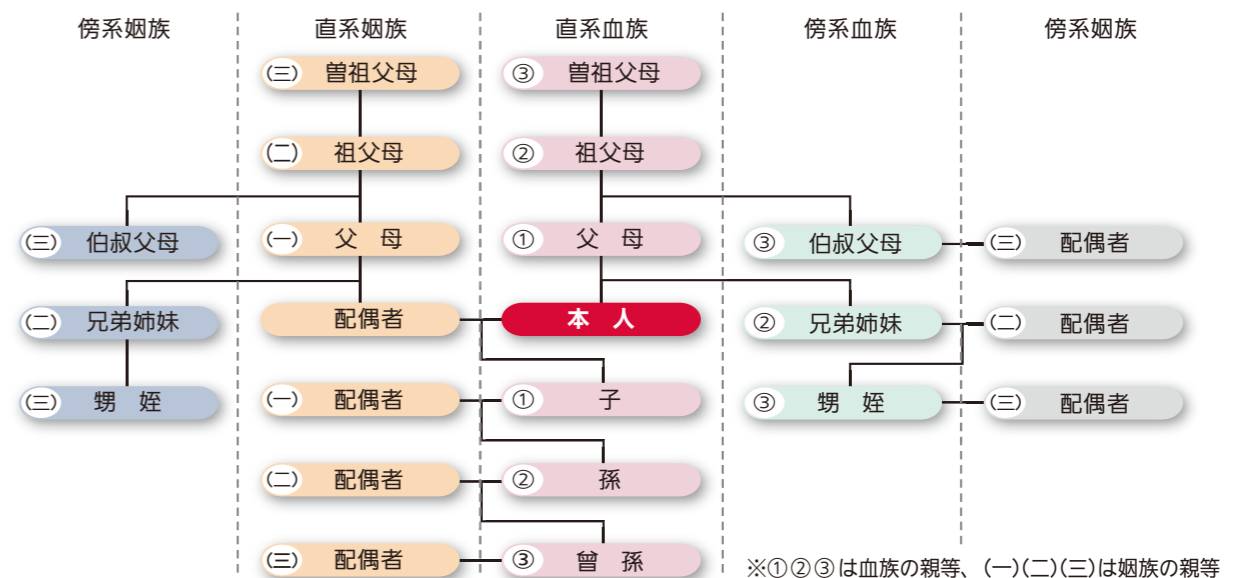
- ①戸籍上の配偶者 ②直系血族 ③兄弟姉妹 ④同居または生計を一にしている3親等内の親族

上記のほか、次の関係にある人で、ニッセイ・ウェルス生命が認めた人

- ⑤同居または生計を一にしている人 ⑥財産管理を行っている人 ⑦死亡保険金受取人
 ⑧その他⑤⑥⑦と同等の関係にある人

※代理手続きを行う時点において、上記の範囲内である必要があります。

【親等図】3親等内の親族については、以下親等図の範囲内となります。



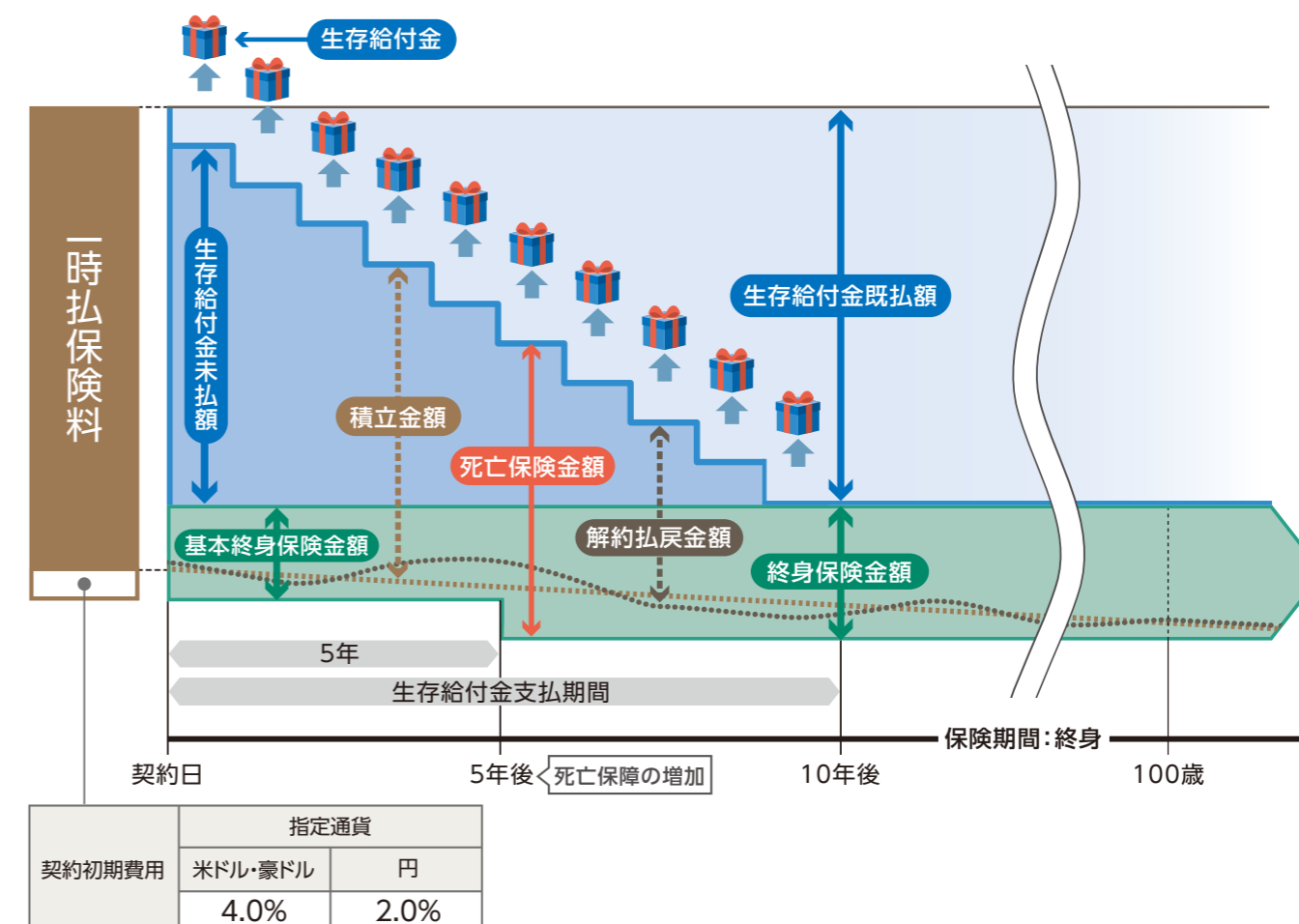
※①②③は血族の親等、(一)(二)(三)は姻族の親等

契約概要

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認ください事項**を記載しています。

▶お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

【しくみ図】生存給付金支払期間：10年の場合



※当図はイメージをあらわしたものです。

1 引受保険会社について

- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：[円建] 0120-037-560 [米ドル建・豪ドル建] 0120-001-262 (カスタマーサービスセンター)
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

2 この保険のしくみについて

- この保険の正式名称は、積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）です。
- この保険は、被保険者の終身にわたって保障を提供するとともに、所定の生存給付金を受取ることができる保険料一時払の終身保険です。
- ご契約締結の際、ご契約に適用される通貨として、円、米ドル、豪ドルのいずれかをご指定いただき、その指定された通貨（指定通貨）により運用されます。
- 保険期間中に被保険者が亡くなられたときに、死亡保険金をお支払いします。
- 終身保険金額は、基本終身保険金額とご契約時に適用される積立利率にもとづき、被保険者の年齢、性別等に応じて決定されます。
死亡保険金は、基本終身保険金額（契約日から5年間の場合）または終身保険金額（契約日から5年経過以降の場合）と生存給付金の未払額との合計額が最低保証されます。
- 生存給付金支払期間中の毎年の指定月応当日に被保険者をご存命の限り、生存給付金をお支払いします。
- この保険は解約払戻金等の計算時に、市場金利に応じた資産の時価の変動を反映するしくみ（市場価格調整）となっております。

3 この保険の市場リスク・為替リスクについて

- この保険は、解約等の場合に、市場金利の変動に応じた**市場価格調整が適用されることから、解約払戻金額と生存給付金の受取額との合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**
- 指定通貨が米ドルまたは豪ドルの場合、**為替相場の変動により、生存給付金と死亡保険金等の受取時円換算額の合計額が、一時払保険料や保険金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

4 お客さまにご負担いただく費用があります。

くわしくは **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

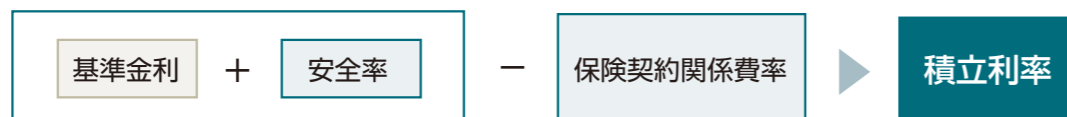
5 積立利率について

- 積立利率は、毎月2回設定され、それぞれ契約日が「1日～15日」「16日～末日」となるご契約に適用されます。**契約日時点の積立利率が適用されますので、申込日時点の積立利率と異なる可能性があります。**

※ 契約日とは、当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合、一時払保険料（相当額）を受取った日を指します。

- 積立利率とは、積立金に適用される利率をいい、ご契約時の基準金利に安全率を適用した率から、保険契約関係費率を差し引いて設定されます。

□ 積立利率の計算方法



用語について

基準金利	当社所定の方法により計算した指定通貨に応じた国債*1の複利利回り（指標金利）の平均値 *1 米ドルの場合：米国債、豪ドルの場合：オーストラリア国債、円の場合：日本国債	
安全率	市場金利の変動幅等を勘案して当社が定めた率（指定通貨に応じた範囲内*2で設定） *2 米ドルおよび豪ドルの場合：-1.0%～1.0%、円の場合：-0.5%～1.0%	
保険契約関係費率	新契約費率	ご契約の締結に必要な費用
	維持費率	ご契約の維持に必要な費用
	死亡保障費率	死亡保険金のお支払いに必要な費用

- 適用された積立利率は、保険期間を通じて一定です。
- 積立金額は、積立金（一時払保険料から契約初期費用を差し引いたもの）につき、ご契約時に適用される積立利率によって計算された金額から、死亡保障に必要な費用を控除した金額です。また、毎年の生存給付金のお支払いごとに、その支払相当額を減額します。そのため、積立金は積立利率で複利運用されるものではありません。
- 積立利率は、一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

6 ご契約のお取扱いについて

指定通貨	米ドル	豪ドル	円	
契約年齢	50歳～90歳（被保険者の満年齢） ※生存給付金支払期間満了時の被保険者の年齢は100歳を超えることはできません。 ※市場金利情勢等によっては、上記年齢の範囲内でも、ご加入いただけない場合があります。			
最低一時払保険料（保険料単位）	50,000米ドル（100米ドル）	50,000豪ドル（100豪ドル）	500万円（1万円）	
	円入金時：500万円（1万円）※保険料円入金特約付加 ※基本終身保険金額は、5,000米（豪）ドル、50万円をそれぞれ下回ることはできません。			
最高死亡保険金額*1	10億円*2 ■ 既契約がある場合の上限額（円換算額*2）について 同一被保険者において、今回お申込みの死亡保険金額*1と当社が定める他の保険契約の死亡保険金額等を通算して、10億円を超えることはできません。 *1 上限の判定に用いる死亡保険金額は、次のいずれか大きい金額を基準とします。 ①一時払保険料相当額 ②終身保険金額と、契約日から5年経過時における指定月応当日が未到来の生存給付金の総額との合計額 *2 円換算にあたっては、契約日が属する年度の当社が定める通算為替レートをを用います。			
生存給付金支払期間／終身保障倍率	生存給付金支払期間と終身保障倍率は、次の範囲でご選択いただけます。 ※市場金利情勢等によっては、ご選択いただけない支払期間や倍率がある場合があります。			
	生存給付金支払期間	5年	2.5倍	—
		10年	1倍・2.5倍・5倍	5倍
		15年	1倍・2.5倍・5倍	5倍
		20年	1倍・2.5倍・5倍・10倍	1倍・2.5倍・5倍・10倍
		30年	1倍・2.5倍・5倍・10倍	1倍・2.5倍・5倍・10倍
保険期間	終身			
保険料払込方法	一時払のみ（指定金融機関口座への送金）			
契約者	被保険者と同一 ※契約者の変更はできません。			
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内のご親族			
生存給付金受取人	契約者本人または契約者の3親等以内のご親族			
その他取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> • 生存給付金支払期間の延長・短縮、指定通貨および指定月応当日の変更のお取扱いはありません。 • 契約者貸付ならびに基本終身保険金額の増額のお取扱いはありません。 			
お引受けにあたっての制限について	被保険者の他の保険契約との通算金額等により、ご契約をお引受けできない場合がございます。			

※具体的なお契約内容については、「契約申込書（情報端末のお手続き画面を含みます）」にてご確認ください。

7 配当金について

この保険に配当金はありません。

8 保障内容について

■ 死亡保険金

お支払事由	被保険者が保険期間中に亡くなったとき				
お支払いする金額	契約日からその日を含めた経過年数に応じて、下記の金額をお支払いします。				
	<table border="1"> <tr> <td>契約日から5年間</td> <td>被保険者が亡くなった日における次のいずれか大きい額 ①基本終身保険金額+指定月応当日が未到来の生存給付金の総額 ②解約払戻金額</td> </tr> <tr> <td>契約日から5年経過以降</td> <td>被保険者が亡くなった日における次のいずれか大きい額 ①終身保険金額+指定月応当日が未到来の生存給付金の総額 ②解約払戻金額</td> </tr> </table>	契約日から5年間	被保険者が亡くなった日における次のいずれか大きい額 ①基本終身保険金額+指定月応当日が未到来の生存給付金の総額 ②解約払戻金額	契約日から5年経過以降	被保険者が亡くなった日における次のいずれか大きい額 ①終身保険金額+指定月応当日が未到来の生存給付金の総額 ②解約払戻金額
契約日から5年間	被保険者が亡くなった日における次のいずれか大きい額 ①基本終身保険金額+指定月応当日が未到来の生存給付金の総額 ②解約払戻金額				
契約日から5年経過以降	被保険者が亡くなった日における次のいずれか大きい額 ①終身保険金額+指定月応当日が未到来の生存給付金の総額 ②解約払戻金額				
お支払いできない場合の例 (お支払いに際しての制限事項)	<ul style="list-style-type: none"> 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 重大事由によりご契約が解除された場合 等 				

■ 生存給付金

お支払事由	被保険者が生存給付金支払期間中の指定月応当日に生存しているとき
お支払いする金額	生存給付金額 (一時払保険料 ÷ (生存給付金支払期間 + 終身保障倍率))
お支払いできない場合の例 (お支払いに際しての制限事項)	重大事由によりご契約が解除された場合 等

- 生存給付金の支払日の基準となる指定月応当日の指定月は、契約日の属する月の0～11ヵ月後の範囲内での指定となります。なお、指定月応当日は、指定した月の契約日の月単位の契約応当日(月単位の契約応当日がない場合は、その月の末日)になります。
- 生存給付金のお支払いにあたっては、生存給付金受取人からの請求手続きが必要となります。

○ 受取円貨額指定制度

- 指定通貨が米ドルまたは豪ドルのご契約において、生存給付金円支払特約を付加した場合、ご契約者以外の生存給付金受取人が円で受取る金額の上限額(指定金額)を10万円以上(1万円単位)の金額で指定することができます。
- この場合の生存給付金受取人は、ご契約者以外の生存給付金受取人およびご契約者をご指定いただけます。
- この制度により、生存給付金は指定金額を限度として生存給付金受取人に支払われます。なお、指定金額を超える場合、その超えた金額についてはご契約者に支払われます。

9 付加できる主な特約について

保険料円入金特約

外貨建の保険料を円で払込むことができます。

生存給付金円支払特約

- 毎年の外貨建の生存給付金を円で受取ることができます。
- この特約を付加した場合、ご契約者以外の生存給付金受取人が円で受取る金額の上限額(指定金額)を10万円以上(1万円単位)の金額で指定することができます(受取円貨額指定制度)。

円支払特約Ⅱ

外貨建の解約払戻金・死亡保険金等を円で受取ることができます。

保険契約者代理特約

ご契約者が保険契約に関する手続きができない当社所定の事情があるときに、ご契約者にかわり、保険契約者代理人が代理で手続きを行うことができます。

※受取人の変更など対象外となる手続きがあります。

※この特約には、保険契約者代理人へのご契約内容の情報提供にあたって「ご家族登録制度」が付帯されます。ご家族登録制度利用規程は当社ホームページをご覧ください。

指定代理請求特約

生存給付金受取人が生存給付金を請求できない当社所定の事情があるときに、生存給付金受取人にかわり、指定代理請求人が生存給付金の請求(代理請求)を行うことができます。

※被保険者(契約者と同一)が生存給付金受取人となるご契約の生存給付金の請求が対象となります。

■ 外貨建契約における特約の付加にあたって、換算基準日と適用為替レートは以下のとおりです。

付加する特約	対象	換算基準日	適用為替レート
保険料円入金特約	一時払保険料(相当額)	一時払保険料(相当額)の受領日	TTM + 50銭
生存給付金円支払特約	生存給付金	指定月応当日または必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日	TTM
円支払特約Ⅱ	死亡保険金	必要書類が当社の本店に到着した日	TTM - 50銭
	解約払戻金		

※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※TTM(対顧客電信仲値)は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。なお、1日のうちにTTM(対顧客電信仲値)の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

※上記の為替レートは2024年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

付加できる特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

10 解約等について

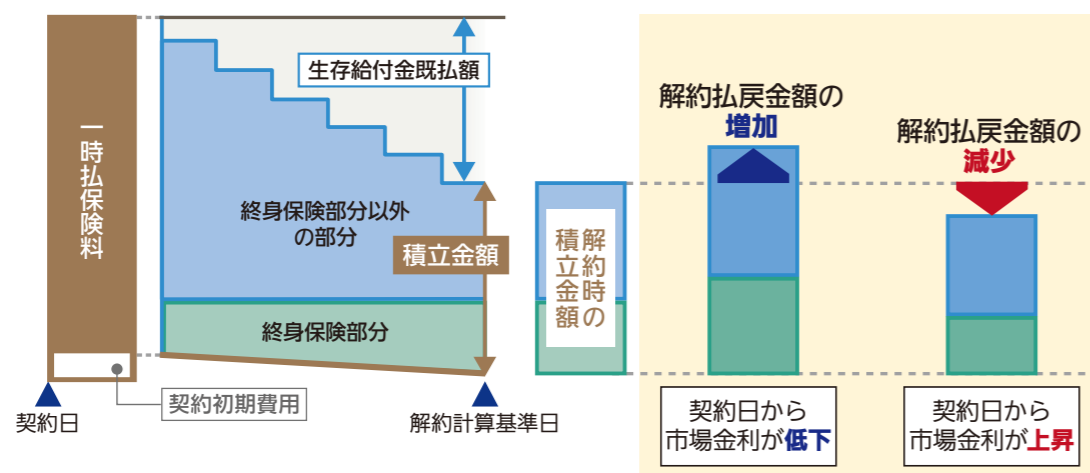
- ご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受取りいただけます。
- 基本終身保険金額の減額を行った場合、減額分は解約したものと取り扱われ、同じ割合で終身保険金額、生存給付金額および積立金額についても減額されます。減額後の金額*は、各指定通貨において次の金額以上での取扱いとなります。

米ドル	豪ドル	円
50,000米ドル	50,000豪ドル	500万円

* 減額後の基本終身保険金額 + (減額後の生存給付金額 × 生存給付金支払期間 (年数))

- **解約払戻金の計算に際しては市場価格調整を行いますので、市場金利の変動によりその金額は増減します。したがって、解約払戻金額と生存給付金の受取額との合計額が一時払保険料を下回ることがあります。**
- 市場価格調整とは、解約払戻金の受取等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。ご契約時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

○ 解約した場合のイメージ



- 解約払戻金額の計算にあたっては「基準金利」を用います（「積立利率」ではありません）。解約計算基準日*の基準金利が、契約時の基準金利よりも上昇した場合や0.1%未満の低下の場合、解約払戻金額がその時点の積立金額よりも減少します。逆に、0.1%を超えて低下した場合には、その時点の積立金額よりも増加します。

* 完備された解約請求書類が当社に到着した日となります。

基準金利について、くわしくは [👉 契約概要 5 積立利率について](#) をご覧ください。

- この保険は、被保険者の終身にわたる死亡保障を提供する「終身保険部分」と、それ以外の「終身保険部分以外の部分」で構成されています。そのため、解約払戻金額の計算にあたっては、それぞれの部分に対し、市場価格調整が適用されます。

〈解約払戻金額の計算方法〉

解約払戻金額は、解約計算基準日において次のとおり計算します。

① 解約計算基準日が生存給付金支払期間中の場合

$$\text{解約払戻金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) + \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

(終身保険部分) (終身保険部分以外の部分)

② 解約計算基準日が生存給付金支払期間経過後の場合

$$\text{解約払戻金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

(終身保険部分)

- 市場価格調整率は、次のとおり計算します。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1 + \text{契約日の基準金利}^{*2}}{1 + \text{解約計算基準日の基準金利} + 0.1\%^{*1}} \right]^{\text{所定の月数}^{*3} / 12}$$

- * 1 解約払戻金額の計算に用いる利率を設定する時期 (毎月1日～15日、16日～末日) と解約計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約払戻金額を計算する際の市場価格調整において所定の係数 (0.1%) を設定しています。
- * 2 積立利率を計算するための基準金利となります。
- * 3 解約計算基準日から、被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日の前日までの期間や生存給付金支払期間満了までの期間などをもとに計算します。

※被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日以後のときは、市場価格調整率はゼロとします。

▶ 市場価格調整率の計算式における所定の係数 (0.1%) について

この所定の係数により、「解約計算基準日の基準金利」が「契約日の基準金利」と同一であっても、解約計算基準日の積立金に対して、契約日からの経過年数に応じて一定率が控除されます。例えば、解約計算基準日の基準金利と契約日の基準金利が2.00%の場合、解約計算基準日の積立金に対して、契約日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

〈終身保険部分の控除率〉

契約日からの経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	2.08%	2.03%	1.97%	1.92%	1.87%	1.82%	1.76%	1.71%	1.66%	1.60%

〈終身保険部分以外の部分の控除率〉

契約日からの経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	0.33%	0.29%	0.25%	0.22%	0.18%	0.14%	0.10%	0.06%	0.02%	-

※契約年齢：60歳、指定通貨：米ドル、生存給付金支払期間：10年、契約日から最初に到来する指定月応当日までの月数：6ヵ月で計算しています。

解約払戻金額の計算例について、くわしくは [👉 ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

- 解約計算基準日が、被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日以後の場合、市場価格調整は適用されず、解約払戻金額は解約計算基準日の積立金額となります。

※ご契約者は、被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日の前1ヵ月間に当社へのお申出により、被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日にご契約を解約することができます。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して
特にご注意いただきたい事項を記載しています。

▶お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

⚠️ お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用の合計額です。
また、指定通貨が外国通貨の場合、外国通貨のお取扱いに必要な費用があります。

【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用（契約初期費用）を一時払保険料から控除します。契約初期費用は、一時払保険料に対して下表の割合を乗じた金額となります。

指定通貨	契約初期費用（一時払保険料に対する割合）
米ドル・豪ドル	4.0%
円	2.0%

【保険期間中の費用】

死亡保障に必要な費用を毎月積立金から控除します。
この費用は、契約年齢・性別・経過期間等により異なりますので、一律には記載できません。
なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

【外国通貨のお取扱いに必要な費用】

- 保険料を外貨にてご用意される際や保険金等を外貨にてお受取りになる際に、金融機関所定の手数料（リフティングチャージ等）が必要となる場合があります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。
- 特約の付加により、保険料を円貨でお払込みになる場合および死亡保険金等を円貨でお受取りになる場合の為替レートとTTM（対顧客電信仲値）*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

保険料円入金特約の為替レート	TTM + 50 銭
円支払特約Ⅱの為替レート	TTM - 50 銭

* TTM（対顧客電信仲値）は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2024年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

⚠️ 解約時の受取額が一時払保険料を下回ることがあります。 市場リスク

この保険は解約時に市場金利の変動に応じた運用資産の価値変動を解約払戻金額に反映させる市場価格調整を行います。解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、市場金利の変動により、その金額は増減します。

具体的には、解約計算基準日の市場金利が契約日の市場金利よりも上昇している場合には、その時点の積立金よりも解約払戻金は減少する性質があります。したがって、**解約払戻金額と生存給付金の受取額との合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

⚠️ 為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。 為替リスク

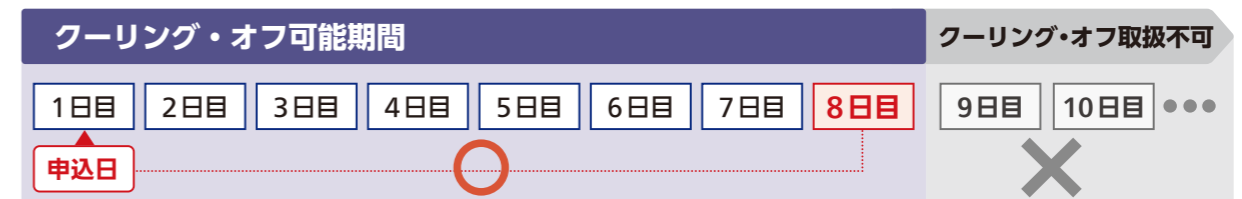
指定通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。

為替相場の変動により、生存給付金と死亡保険金等の受取時円換算額の合計額が、一時払保険料や保険金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

※この保険の商品内容、リスク等に関するご注意事項をよくご確認ください、ご加入にあたっては、余裕資金をもってお願いいたします。

1 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等）の対象となります。

- 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、**保険契約の申込日から起算して8日以内**であれば、申込者等からの書面（郵送）または電磁的記録（電子メール）によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。



※クーリング・オフ可能期間には、土・日・祝日等の休日を含みます。

次のページに続きます

■ 保険契約のお申込みの撤回等の主な方法、申出先、取扱期限は以下のとおりとなります。

主な方法	申出先	取扱期限
書面 (郵送)	〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター宛	8日以内の消印まで有効
電磁的記録 (電子メール) *	co@nw-life.co.jp	8日以内の当社到達まで有効

* 当社ホームページ上からでも、電子メールによるお申出が可能です。
くわしくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

■ 「保険契約のお申込みの撤回等をする旨」のほか、申込者等の氏名 (書面の場合は自署) ・住所・電話番号、被保険者の氏名、申込番号または証券番号、払込保険料 (払込通貨)、募集代理店名、保険料の返金先口座 (申込者等の本人名義)、申出日を明記してください。

■ 募集代理店へお申出いただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんので、ご注意ください。また、お電話や口頭でのお申出はできません。

■ 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社に保険料としてお申込みいただいた金額をお払込み時の通貨で全額お返しします。

■ 外貨建のご契約の場合、保険料円入金特約の付加有無により、保険契約のお申込みの撤回等 (クーリング・オフ) に伴い、お返しする通貨が異なります (保険料円入金特約を付加しない場合は、外貨でのお返しとなります)。くわしくは、下記表をご参照ください。

保険料円入金特約 付加の有無	保険料のお払込み時の通貨	クーリング・オフに伴い お返しする通貨
付加する場合	円貨*1	円貨*3
付加しない場合	外貨*2	外貨*4

- * 1 保険料円入金特約による通貨交換時に当社所定の手数料がかかります。
- * 2 金融機関等で円貨を外貨に交換する場合、所定の手数料がかかります。また、お客さまの口座から当社指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- * 3 円貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。
- * 4 外貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でのお返しとなるため、円貨のご資金を金融機関等で外貨に交換しお払込みいただいた場合、以下により、お返しする金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。
 - ① 円貨から外貨への交換に係る金融機関所定の手数料
 - ② 外貨から円貨への交換に係る金融機関所定の手数料
 - ③ 送金および着金に係る金融機関所定の手数料
 - ④ 為替差損 (益)

■ 次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等を行うことはできません。

- ① 申込者等が法人の場合、または個人事業主 (雇用主) が事業としてご契約された場合
- ② 債務の履行を担保するための保険契約である場合
- ③ 既契約の内容変更である場合

■ 当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。

■ 保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に保険金等の支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が保険金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 お申込み時にご報告いただく事項 (告知) について

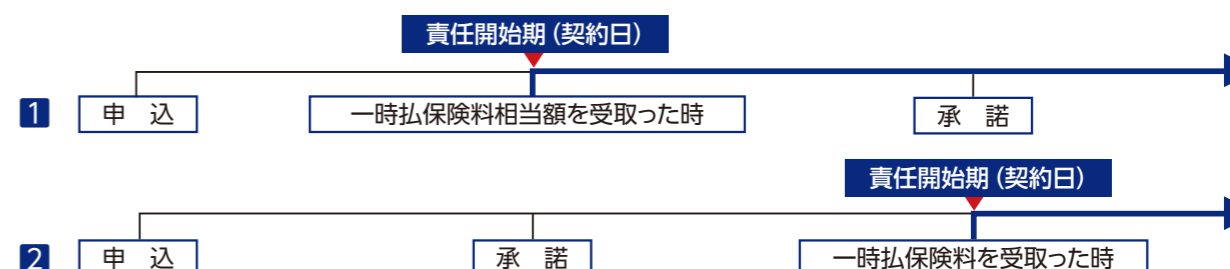
■ ご契約のお申込みにあたって、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ (告知) いただく必要はありません。

■ 被保険者が入院中または余命宣告を受けている場合はお引受けができません。

※入院は一時帰宅、リハビリ入院を含み、入院予定が明らかな場合も同様のお取扱いとなります。

3 保障を開始する時期について [責任の開始]

■ 当社がご契約をお引受けすることを決定 (承諾) した場合は、当社は一時払保険料 (相当額) を受取った時からご契約上の責任を負います。



■ 募集代理店の担当者 (生命保険募集人) は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■ ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。

4 保険金等をお支払いできない場合について

次の場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 死亡保険金の免責事由に該当した場合
 - ・ 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
 - ・ 死亡保険金受取人の故意 等
- 重大事由による解除の場合
 - ・ ご契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金を詐取る目的で事故を起こした（未遂を含みます）とき
 - ・ 死亡保険金受取人または生存給付金受取人が、死亡保険金または生存給付金の請求にあたって詐欺行為があった（未遂を含みます）とき
 - ・ ご契約者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき 等
- ご契約者が死亡保険金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となった場合
- ご契約者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消しとなった場合

くわしくは、👉 **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

5 お支払いに関する手続き等の留意事項について

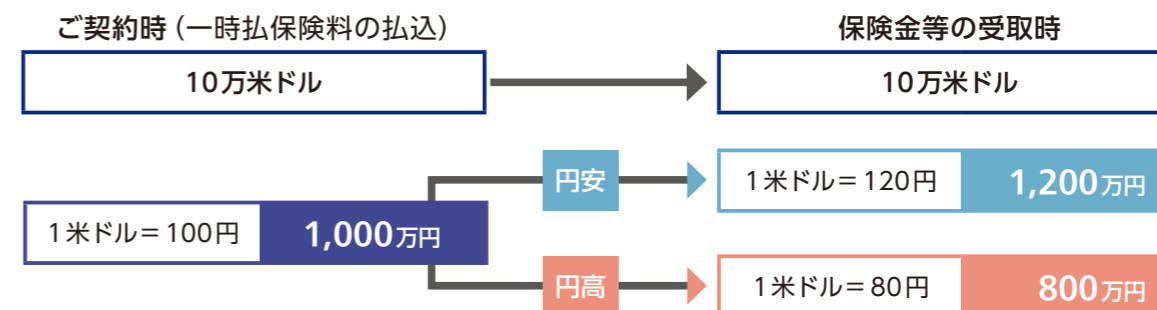
- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合、および保険金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者や生存給付金受取人のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 保険契約者代理特約を付加された場合は、保険契約者代理人に対し、契約内容および対象となる手続きについて代理で手続きできる旨、お伝えください。
- 指定代理請求特約を付加された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

保険契約者代理特約、指定代理請求特約について、くわしくは、👉 **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

6 為替リスクについて

■ この保険において、指定通貨が米ドルまたは豪ドルの場合、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。

○ 為替リスクの例（米ドル建の場合）



■ 為替相場の変動により、生存給付金と死亡保険金等の受取時円換算額の合計額が、一時払保険料や保険金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

7 元本割れが生じる場合について

解約した場合には元本割れが生じ、不利益となることがあります。

ご契約時にお払込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金額と生存給付金の受取額との合計額が一時払保険料を下回ることがあります。また、解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。したがって、解約払戻金額と生存給付金の受取額との合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

解約払戻金額の計算方法について、くわしくは、👉 **契約概要** 10 **解約等について** をご覧ください。

8 保険契約の保護について [生命保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合]

保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

ニッセイ・ウェルス生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

9

預金ではなく生命保険であることについて [預金等との違いについて]

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

10

新たな保険契約への乗り換えについて [現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合]

現在ご加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約にご加入される際には、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・減額された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

11

税金のお取扱いについて

- 税務のお取扱いは2024年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されますのでご注意ください。

〈ご契約時〉

お払込みいただいた保険料は、払込まれた年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

〈保険期間中〉

- 解約時の差益に対する課税
所得税（一時所得）+住民税の対象となります。
- 生存給付金に対する課税
 - 契約者と生存給付金受取人が同一の場合
生存給付金額と必要経費の差額が、所得税（雑所得）+住民税の対象となります。
 - 契約者と生存給付金受取人が異なる場合
贈与税の対象となります。ただし、年間110万円までの基礎控除があります。
※贈与財産の年間合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残額が、贈与税の対象となります。

■ 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税

〈税務取扱上の換算基準日と適用為替レート〉

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取扱いにつきましては、一般的に下記の基準により外貨を円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取扱います。

対象	換算基準日	適用為替レート*
保険料	一時払保険料の受領日	TTM (対顧客電信仲値)
解約払戻金	必要書類の当社到着日	TTM (対顧客電信仲値)
生存給付金	所得税の対象となる場合	指定月応当日 (支払事由発生日)
	贈与税の対象となる場合	指定月応当日 (支払事由発生日)
死亡保険金	支払事由発生日	TTB (対顧客電信買相場)

*当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。
 ※保険料円入金特約を付加した場合、上記の保険料については、円でお払込みいただいた金額となります。
 ※特約の付加により円でお受取りになる場合は、当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

12

ご契約の生命保険に関するご相談窓口等について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご連絡ください。

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

円建 ☎ 0120-037-560 米ドル建/豪ドル建 ☎ 0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

■ 指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

✉ お客さまへの送付書類のご案内

ご契約に関する重要な書類となりますので、お手元に届きましたら、内容をご確認のうえ大切に保管いただきますようお願いいたします。

※掲載している各書類は見本であり、発送時期は通常の場合となります。なお、記載内容や発送時期等は将来変更されることがあります。

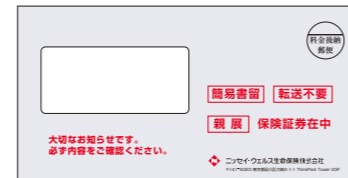
ご契約成立時

● 保険証券・生命保険料控除証明書

お申込みから10日目頃までに、ご契約者宛に簡易書留でお送りします。ご契約内容が記載されておりますので、**申込内容と相違していないかご確認のうえ、大切に保管してください。**

※お申込み手続きの状況により、さらに日数がかかる場合があります。

● 保険証券用封筒



● マイナンバー（個人番号）申告書

ご契約成立の翌月以降に、ご契約者宛に普通郵便でお送りします。

必要書類を貼り付けのうえ、ニッセイ・ウェルス生命までご返送ください。

※マイナンバーをニッセイ・ウェルス生命にご登録済の場合など、送付の対象外となることがあります。

保険期間中

□ 初回生存給付金ご請求時 ※生存給付金支払日が、契約日から4～11ヵ月後の場合

● 生存給付金お支払いのご案内（請求書）

生存給付金支払日の前々月末頃に、生存給付金受取人宛に普通郵便でお送りします。内容をご確認の上、必要書類とあわせてニッセイ・ウェルス生命までご返送ください。

※ご契約者以外に生存給付金受取人のご指定がある場合は、ご契約者宛の請求書の送付はございません（お支払いのご案内のみの送付となります）。

□ 生存給付金お支払い前 ※2年目以降

● 生存給付金お支払いのご案内

生存給付金支払日の前々月末頃に、生存給付金受取人宛に普通郵便でお送りします。

□ 生存給付金お支払い後

● 生存給付金お支払い完了のお知らせ

生存給付金のお支払い後、生存給付金受取人およびご契約者宛に簡易書留でお送りします。生前贈与を行う場合の、ご契約者から贈与を受ける方（生存給付金受取人）への生存給付金お受取りの記録としてご利用いただけますので、贈与契約書の作成は不要です。



□ 毎年

● ご契約状況のお知らせ

毎年の契約応当日の前々月末頃に、ご契約者宛に普通郵便でお送りします。

💻 WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内

お客さま利便性向上のため、「ご契約のしおり・約款」をWEB版でご提供しております。WEB版とは、ニッセイ・ウェルス生命のホームページにて閲覧・ダウンロードしていただける「ご契約のしおり・約款」です。

※ご契約のしおり・約款は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分ご確認ください。

💡 WEB版の特長 ・ 常時閲覧可能 ・ 冊子での保管不要 ・ 拡大して閲覧可能

WEB版の閲覧方法

📱 スマートフォンやパソコンから該当商品のページにアクセスして閲覧する場合

※アクセス後、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

積立利率金利連動型生存給付金付終身保険（指定通貨建）



www.nw-life.co.jp/shiori/g27/

💻 ホームページから閲覧する場合

1 ニッセイ・ウェルス生命ホームページの「商品のご案内」より「 WEB版」ご契約のしおり・約款」をクリックしてください。

2 該当商品をクリックし、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

📖 冊子をご希望のお客さま

お申込み時に、タブレット端末または申込書にて「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望いただければ、冊子をお送りいたします。

お申込み後でも、「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。ご希望の場合は、カスタマーサービスセンターへお申し出ください。

※冊子の到着までには所要の日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。



ニッセイ・ウェルス生命

カスタマーサービスセンター

円建 ☎ 0120-037-560

外貨建 ☎ 0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。